

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営
の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第67号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定福祉型障害児入所施設の従業者の員数)

第2条 条例第4条第3項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 児童指導員（条例第4条第1項第2号に規定する児童指導員をいう。以下この項及び第8条第2号において同じ。）及び保育士 次に定める基準

ア 児童指導員及び保育士の総数は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める員数とすること。

(ア) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を4.3で除して得た数（30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に1を加えた数）以上

(イ) 主として盲児（条例第5条第1項に規定する盲児をいう。次条第2号において同じ。）又はろうあ児（条例第5条第1項に規定するろうあ児をいう。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児である乳児又は幼児（次条第1号のウ及び第8条第2号のアの(イ)において「乳幼児」という。）の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該合計数に1を加えた数）以上

(ウ) 主として肢体不自由（条例第4条第2項第1号に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上

イ 児童指導員は、1以上とすること。

ウ 保育士は、1以上とすること。

(3) 栄養士 1以上

- (4) 調理員 1以上
 - (5) 児童発達支援管理責任者（条例第4条第1項第5号に規定する児童発達支援管理責任者をいう。第8条第5号において同じ。） 1以上
 - (6) 看護師 次のア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準
 - ア 主として自閉症児（条例第4条第2項第1号に規定する自閉症児をいう。第8条第2号のアの(ア)において同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上
 - イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上
- （指定福祉型障害児入所施設の設備）

第3条 条例第5条第3項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 居室 次に定める基準

- ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
- イ 障害児1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。
- ウ ア及びイの規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は6人以下とし、乳幼児である障害児1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。
- エ 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする

(2) 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設の階段 傾斜を緩やかにすること。

（条例第16条第2項ただし書の規則で定める支払）

第4条 条例第16条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

（指定福祉型障害児入所施設における支払の受領等）

第5条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。）第2条第6号に規定する入所利用者負担額をいう。第11条第1項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額（省令第2条第5号に規定する指定入所支援費用基準額を

- いう。第11条第2項第1号において同じ。)の支払を受けるものとする。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げるものの額の支払を、入所給付決定保護者から受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用及び光熱水費（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の7第1項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条の6第1項に規定する食費等の基準費用額（同法第24条の7第2項において準用する同法第24条の3第9項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第27条の6第1項に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用の取扱等については、省令第17条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定福祉型障害児入所施設は、第1項から第3項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払をした入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 条例第17条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とする。
- （指定福祉型障害児入所施設において行うことを要しない健康診断）
- 第6条 条例第27条第1項ただし書の規則で定める健康診断は、次に掲げる健康診断とする。
- (1) 児童相談所等における障害児の入所前の健康診断
- (2) 障害児が通学する学校における健康診断
- 2 条例第27条第1項ただし書の規定により健康診断の全部又は一部を行うことを要しない場合は、前項各号に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が次の各号に掲げる健康診断の区分に応じ当該各号に定める健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときとする。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、当該各号に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。
- (1) 前項第1号に掲げる健康診断 入所時の健康診断

(2) 前項第2号に掲げる健康診断 定期の健康診断又は臨時の健康診断
(指定福祉型障害児入所施設における給付金として支払を受けた金銭の管理)

第7条 条例第30条の規則で定める給付金は、障害児に係る省令第31条に規定する厚生労働大臣が定める給付金とする。

2 条例第30条の規定による金銭の管理は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この項において「障害児に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

(2) 障害児に係る金銭を前項の給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

(4) 当該障害児が退所した場合は、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。

(指定医療型障害児入所施設の従業者の員数)

第8条 条例第51条第3項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる従業者 同法に規定する病院として必要とされる数

(2) 児童指導員及び保育士 次に定める基準

ア 児童指導員及び保育士の総数は、次の(ア)又は(イ)に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める員数とすること。

(ア) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 おおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上

(イ) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 おおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上

イ 児童指導員は、1以上とすること。

ウ 保育士は、1以上とすること。

(3) 心理指導を担当する職員 1以上

(4) 理学療法士又は作業療法士 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

(指定医療型障害児入所施設の設備)

第9条 条例第52条第3項の規定により定める設備の基準は、主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設の階段について

て、その傾斜を緩やかにすることとする。

(条例第53条において準用する条例第16条第2項ただし書の規則で定める支払)

第10条 条例第53条において準用する条例第16条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(指定医療型障害児入所施設における支払の受領等)

第11条 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受け取るものとする。

2 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から次に掲げる費用の額の支払を受け取るものとする。

(1) 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払

(2) 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型障害児入所施設は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げるものの額の支払を、入所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 日用品費

(2) 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定医療型障害児入所施設は、前3項に係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払をした入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 条例第53条において準用する条例第17条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とする。

(準用)

第12条 第6条及び第7条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。